

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 27 日（木） 午後 13 時 40 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 田村委員長・有田副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・
早川委員・西村委員・松岡委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・白井主査
8. 協議事項
3 月定例会本会議（ 2 月 25 日）から付託された事件（議案 10 件）
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 13 時 40 分 散会 午後 14 時 06 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 2 月 27 日

総務産業常任委員長

田 村 大 治 郎

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

田村委員長 本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 10 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。はじめに、議案第 19 号「長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 お疲れ様です。補足説明は特にございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、1 点だけ。参考資料の改正の趣旨というところに、1 番最後に、この手当の創設をするためということで、今までこういった大規模な災害とかで支援に出向いたときには、今までっていうのはこういった手当はなかったというふうな理解のもと、新しくこれが創設されるということでよろしいですか。

総務課長 これまでは本市の条例に基づきまして、各出動手当、救急手当でございましたり、救助隊員の手当でございましたり、派遣した職員の資格ごとに手当を支給しておりました。

田村委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 19 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 27 号「長門市消防機関設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 補足説明は特にございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:43 —

— 再開 13:44 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 18 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 18 号につきましては特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 20 号「長門市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 20 号につきましては特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 21 号「長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議案第 21 号につきましては特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もない

ので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 37 号「長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

企画総務部長 議案第 37 号につきましては特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 1 点だけ教えてください。この改正内容っていうのが、子どもを扶養、育てる環境の中で、3 歳児までであったものが小学校に就学するまで、こういった届出があれば、職場の中で長門市として配慮しないといけないということであろうと思います。この改正によって対象になるであろうと予測される、これもう申出がないと、こういう措置はされないでしょうけど、対象になるだろうな、何人ぐらい増えてくるだろうなというのは、この条例改正で掴めてらっしゃるかどうかな。難しいですか。答えられれば。

総務課長 ちょっと人数については現在持ち合わせておりませんが、これまでも請求した場合にそういった配慮をするというふうになってはおるんですけど、請求自体は特段今までのところはなかったんですけど、事前にこちらのほうが、やはりそういう子育てされてる職員の方については配慮を、できる限りのところをしているところでございます。

重村委員 委員長に申し上げます。その数値がないと賛否が表明できないというわけではございませんので、結構でございます。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 37 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:49 —

— 再開 13:50 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 22 号「長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明があ

りましたらお願いします。

建設部長 補足説明は特にございませぬ。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 1点、この条例の一部を改正することによりまして、市民に与える影響とか、どういふことが変わるのかっていうのを具体的に説明していただいたらと思います。

都市建設課長 この盛土規制法というのが令和3年7月に静岡の熱海で大規模な土石災害があったことに伴って、盛土を規制していこうということで制定されたものでございませぬ。長門市に関しましては、開発行為面積3,000平米以上1万平米未満の開発行為に当たるものだけを審査することとなっております。よって近年は、なかなか開発行為も出ておりませぬので、市民の方に直接影響はないと思うんですが、若干の盛土であっても、面積規定とかによって、県のほうに申請が必要となりますので、図面を見てこれなら該当するなとか、そういうところが分かりにくい部分もありますので、お問い合わせがありましたら丁寧に説明して窓口のほうにご案内したいと考えております。

田村委員長 重廣委員にちょっとお尋ねをするんですけど、建築住宅課にも関連するようすけれども、聞かれますか。（「もしあれば」と呼ぶ者あり）

建築住宅課長 建築住宅のほうでは、建築物の確認申請をして許可とかを与える権限移譲を受けておりまして、その単価等が、県が変わるときに県の単価を基に今回改正をさせてもらっております。その単価が若干上がって、建築物の確認申請、少しは上がるかもしれないですけど、住民への影響というのはさほどないと思っております。

早川委員 今、あまり手数料は変わらないっておっしゃったんですけど、今まで市と県で払ってた分が足したら市に移動されてこうなるっていう考えでいいんですか。結構金額的にはここを見ると変わってるんで。すいませぬ、申し訳ない。

建築住宅課技術補佐 長門市のほうでは平成21年に県のほうから権限移譲を受けまして、確認申請の一部の分も行っております。そのときも、当時も県の手料をそのまま市のほうでも採用しておって、10年以上になりますけど、これといって特に問題もなく、変える必要性もなかったことから、今回も県の改正に合わせて足並みを揃える形で考えております。

早川委員 私が見てるところが違うんですかね。説明のページ、議案第22号、表になってるじゃないですか。ここ金額が変わってますよね。変わってるんですけども、これは変わってないと見るんですかね。ごめんなさい、この見方が私理解できなかったの。これは変わってると見えるんですけど。

建築住宅課長 金額自体は変わっております。確かに今、その4つという部分

の建築住宅の 5,000 円であったものが 1 万円、ここは倍になっております。この手数料についてはページをめくっていただくとかなりあります。倍率的には 1.01 倍のところもありますし、こういうふうに倍のところもあります。ただ、この単価設定については県のほうの単価と足並みを揃えて、市のほうも県に揃えております。

早川委員 ということは、影響があったって見ていいんですね。変わるってことなので。ということで理解していいんでしょうか。そんなに影響はない、じゃなくて、これ思いっきり影響があると思ってるんですけど。これはあまり関係ない。

建築住宅課技術補佐 先ほどの委員からの質疑とはちょっと変わるかもしれないですけど、この建築基準法の手数料は、建築基準法改正に伴って手続きがちょっと煩雑になるとか、申請図書が追加で必要になるとか、そういう経緯での改正なので、先ほどの土砂とか、がけ地とか、そういうのとはちょっと離して考えていただいたほうがいいと思います。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 22 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 29 号「市道路線の廃止について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 議案第 29 号市道路線の廃止につきましては、現在の道路としての形や機能は残したまま、道路法の適用対象路線から除外するものです。以上でございます。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 今のご説明で、道路法が適用外になるというお話でしたけれども、道路交通法に関してはどういう形になるのか、お尋ねします。

都市建設課長 道路法につきましては、適用を受けない道路となりますが、道路交通法における道路は、道路交通法第 2 条第 1 項に一般交通の用に供するその他の場所と定義づけられており、道の駅内の道路については、不特定多数が自由に利用できる道路となりますので、道路交通法の適用は受けるということを確認しております。

田中委員 では、重ねてなんですけれども、今まで適用されていたとおりに、一方通行の標識であったり、横断歩道のそのまま状態も今後も保っていつて、きちんと管理を市がされていくっていうようなことでよろしいですか。

都市建設課長 委員ご指摘のとおり、道路管理者が都市建設課であったものが産業政策課に移るといようなイメージで捉えていただければと考えております。

田中委員 もう 1 点確認なんですけれども、センザキッチンの周り、奥に観光汽船がございまして、あそこに行かれる社員さんとかってというのは隣接の道路を使って行かれております。接道って言うんでしょうか。そこに対しての影響とかってというのはないんでしょうか。これからも今までどおり利用して、そこに何か悪いってことは全くないと思ってよろしいですか。

都市建設課長 民間の商業施設の方々、今まで使われてたとおりで、特に問題はありません。

重村委員 ちょっとかぶるかもしれませんが、都市建設課が管理しない市道ではない道路、道路交通法も適用されるということで、例えば維持管理の部分からすれば、あそこにはもちろん道路ということもあるし、下には水道管とかも来てるでしょう。いろんなことをすると、産業政策課で大丈夫なのかなっていうのが 1 つあるんですよ。維持管理を適切に行っていく、っていうのが、交通量もそこそこあるでしょうし、維持管理が産業政策課でいけないとは言わないけど、そちらのほうに移管して大丈夫か。そこら辺り、まず確認を。

都市建設課長 今回廃止する 2 路線に関しましては、ここ数年、市道の維持管理費をほとんど投入していない状況でして、構造物も舗装と区画線以外あまり重要構造物がないということから、管理に関しましては、今後、舗装の劣化とか区画線が消えていくということは考えられますが、その 2 点程度が考えられるのかなど。道路の中にあります下水施設は、そもそも下水本管ではなくて、施設内の管路ということになっていますので、その辺も含めて産業政策課が管理ということでよろしいかと思います。

重村委員 それじゃあもう 1 点だけ。あその一角っていうのは、ホテルが進出してくるという計画、まだ消えたわけじゃなくて、今ちょっと様子見っていうか中断みたいな形になってますけど、その建設に向かつては、別に市道から普通の道路に格下げっていうとおかしいけど、そこら辺りは全く影響ないということですか。

都市建設課長 今、委員ご指摘の部分は、全く市道であろうが管理体制が変わろうが関係ないということを確認しております。

重廣委員 私は 1 点。奥に青海島観光汽船さんありますよね。そこがもし例えば建て替えるとか言ったら建築許可が要るんじゃないかと。単独市道であれば公道ですから、当然あそこに建物が隣接してますからいいんですけど、これは今のように道路機能を持ちながら管理するところが変わると。そういうときに建て替えるとかなんとか、そういう話があるわけじゃないです、もしそうなった場

合に許可が下りるのかどうか。今たまたま建築住宅課の皆さんがおられますので、その辺りはどうなのでしょう。

建築班長 現在、今廃止予定の道に接道しているということで、接道義務を果たしてるんですけども、今後それがなくなるということで、今後は海沿いに 2 メートル程度管理道がございますので、そちらの道を観光汽船の敷地に取り込んで、敷地延長という形で県道で接道義務を果たしますので、接道については問題ないと確認しております。

重廣委員 図面を見ておりますが、接道っていうのは海岸線をずっと行く、こういう道ではないかと思います。ここが 2 メートルあるかないかぐらいじゃないですかね。ただ建物を建てる時にはないと思いますよ。観光汽船が建て替えるときに、その 2 メートルの幅で資材を運べるか。いろんな問題が起きるんじゃないかと思うんですけど、それでも許可が下りるということなんですか。その確認だけしたいと思います。

建築班長 建築基準法上は、資材を搬入ということよりも、建築基準法の敷地が接道してるかどうかですので、そこは問題ないことを確認しております。

早川委員 すみません。そもそもここを、市道を廃止する理由というのはどういったものなのでしょう。

都市建設課長 今回、市道廃止に伴って、道路法の適用を受けない道路とすることで、道路空間や道路用地を柔軟かつ効率的に利用しやすく、交流拠点施設全体の機能の向上につなげていく目的がございます。

早川委員 機能の向上とか、すごい分かりづらいんですよ。例えば、そこで今までもイベントとかを行っていたりするんですけど、そういうのがやりやすくなるとか、ほかに分かりやすいように説明していただきたいと思います。

建設部長 市道認定上の市道は、そもそも人や車が安全に移動するための道路です。ですから、円滑な走行に支障になるものは、そもそも道路上には置けないという縛りがございますので、路線認定から外すことによって、例えば今の道路上にベンチであるとかテーブルであるとか自由に活用できる。もちろん、キッチンカーなども想定できますし、どうしても市道の縛りをかけてしまうと、そういうものができないので、今回廃止とさせていただこうと思っております。

田村委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 29 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 29 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは 3 月 4 日

の予算決算常任委員会総務産業分科会終了後から審査を行います。本日は、これで散会します。どなたもお疲れさまでした。

— 散会 14 : 06 —